

東日本大震災に伴う被災地企業に対する機械器具貸付料の減免について

平成23年 5月 9日

財団法人京都産業21

北部支援センター

0772-69-3675

財団法人京都産業21では、東日本大震災に伴う被災地地域の公設試験研究機関が甚大な被害を受け、業務再開の目途が立たない状況にあることから、当該地域の企業への支援の一環として、当財団北部支援センター（丹後・知恵のものづくりパーク）で行っている機器貸付事業における「機械器具貸付料」を下記のとおり取り扱うことにしましたので、お知らせします。

記

◆支援対象者

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県に事務所又は事業所を有する者

◆支援内容

上記対象者に対して、府内企業と同一料金となるよう減免を実施

区 分	現 行		今 回
	府内企業	府外企業	
下記以外	100/100	150/100	100/100
中小企業	80/100	150/100	80/100

◆実施期間

平成24年3月31日までとする。

問い合わせ先

財団法人京都産業21 北部支援センター

0772-69-3675

URL: <http://www.ki21.jp/hokubu/>